

# 和歌山市シネマティックPR動画制作業務仕様書

## 1 業務の名称

和歌山市シネマティックPR動画制作業務委託

## 2 業務の目的

和歌山市の魅力に加え、「和歌山のゲートウェイであること」及び「大阪中心部・関西国際空港から好アクセス」という本市の2つの強みを訴求するために、映像美を追求したシネマティックPR動画（※）を制作し、国内外への本市の認知度・興味・関心を高める。

※「シネマティック動画」とは、次のような撮影技法・編集技法を備えた動画とする。

### 【撮影技法の例】

- カラーグレーディングを前提としたLog撮影
- ジンバルを用いたスムーズなカメラワーク
- ドローン・FPVドローンによる空撮
- 望遠レンズを使った背景の圧縮や、背景のボケ（被写界深度）のコントロール
- タイムラプス・ハイパーラプス・スローモーションの活用
- 人物モデルの効果的な活用

### 【編集技法の例】

- カラーグレーディングによる映画風の色調
- BGM・サウンドエフェクトと一体化した、ストーリー性のあるシーン構成
- 印象的な視覚効果（スピードラップ等）や、映像間の流れを意識したトランジション（マッチカットやインビジブルカット等）の使用

なお、上記に例示した撮影技法・編集技法の全てを活用する必要はなく（例：FPVドローンによる空撮を用いないなど）、参考提出の過去作品実績について制作技術の評価を行う。

## 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務内容

### （1）PR動画2本の制作（撮影・編集）

#### 【PR動画①のテーマ】

「The Gateway to Japan's Spiritual Heartland（日本の精神世界へのゲートウェイ）」とし、本市が和歌山県の『ゲートウェイ』であり、県内の他の歴史的な名所と同様に、本市にも特有の歴史や文化といった『日本らしさ』があることを訴求する。主に本市の歴史、文化、伝統、食文化等の映像を用い、一部、高野山や熊野古道などの和歌山市外の映像を使用する。

<撮影対象の例> 和歌山城、和歌の浦、神社仏閣、歴史的建築物、紀州てまり、和菓子 など

#### 【PR動画②のテーマ】

「A World Away in Serenity（穏やかな別世界）」とし、本市は大阪の中心部や関西国際空港から近

距離にあり、大都会から一步踏み出すと、長閑な別世界が広がることを訴求する（『利便性』、『対比性』の訴求）。同時に、単に観光地だけでなく、レトロさ、自然、アウトドア、食文化といった本市の多様な魅力を通してリフレッシュでき、心穏やかになる街であることを訴求する（『非日常感』、『癒し』の訴求）。

<撮影対象の例> 雑賀崎、友ヶ島、四季の郷公園、海、観光列車、温泉、和歌山ラーメン など

### 【PR動画①②の共通テーマ】

全国的にも海外にもまだまだ知られていない本市を「The Hidden Gem of Kansai, Japan（日本、関西の隠れた宝石）」と位置づける。

※“Hidden Gem”とは、直訳すると「隠れた宝石」であるが、「あまり知られていないが、とても価値があり素晴らしい物や場所」という意味でも使用される比喩的な英語表現である。

### 【PR動画の仕様（2本共通）】

動画尺：3分程度、動画サイズ：4K横型（アスペクト比は16：9、横：3840×縦：2160）。

### 【PR動画の納期目安】

1本目のPR動画及びそれに付随するショート動画は、令和7年9月頃を目安に納品すること。

2本目のPR動画及びそれに付随するショート動画は、令和7年12月頃を目安に納品すること。

ただし、より良いPR動画を制作するため、和歌山市との協議により変更が生じる場合がある。

### 【留意事項等】

- ・PR動画は国内外での活用を予定していることから、文字や言葉での説明は、テーマ自体に関わるものや場所の名称程度にとどめ、映像美やストーリー構成で動画のテーマを訴求する。
- ・シネマティック動画制作のために、外部の映像クリエイターを活用することができる。活用にあたり、クリエイターとの調整を経たうえで、本業務へコミットする内容（企画、ディレクション、撮影、編集等）を明示すること。

### （2）上記（1）のそれぞれのPR動画2本を元としたSNS等用ショート動画6本の制作（編集）

ア 30秒ショート動画 動画サイズ：4K横型（横：3840×縦：2160） 計2本

イ 15秒ショート動画 動画サイズ：4K縦型（横：2160×縦：3840） 計2本

ウ 15秒ショート動画 動画サイズ：フルHD縦型（横：1080×縦：1920） 計2本

※「ウ 15秒ショート動画」については、「イ 15秒ショート動画」をダウンサイズしたもので、屋外広告での活用を予定していることから、入稿仕様の詳細を本市が別に指定する。

### （3）動画制作に付随する業務

- ・動画制作に関する本市との協議。
- ・制作にあたり被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての業務。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）は、すべて委託料に含まれる。

### （4）成果品の納品

ア 各動画データ（完成したものから、適宜電磁的方式による納品を行うこと。拡張子はMP4とする。ただし、上記（2）に記載する15秒ショート動画②については、拡張子やビットレート等の入稿仕様の詳細を本市が別に指定する。）

イ 動画データをCD-ROM等へ書き込みしたもの（全ての業務完了時に、データをまとめて提出す

ること。) 1部

ウ 新たに撮影した動画素材一式(電磁的方式により納品を行うこと)。ただし、モデルの活用等により他の権利等が発生する素材については、この限りではない。

#### (5) 業務報告書の提出

業務完了後に、業務報告書をデータで納品すること。提出期限は令和8年3月31日とする。

### 5 業務の適正な実施に関する事項

#### (1) 実施体制等

ア 業務着手前に、本市との窓口となる業務総括責任者及び業務担当スタッフを専任し、本市の承認を得ること。

イ 本市との間で速やかに連絡が取り合える適切な連絡体制を構築すること。また、業務の実施にあたっては、和歌山市と十分協議したうえで行うこと。

ウ 撮影は、業務従事者及び第三者の安全に配慮し2名以上で行い、行通行車両、自転車あるいは歩行者との接触などによる事故を防止するための対策を講じなければならない。

エ 撮影する際の肖像権については、事前に同意を得ること。

オ 肖像権、意匠権、著作権及びその他の権利等について、撮影前に委託者の了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担は受託者が行うこと。

カ クレーム、事故等については、迅速かつ適切に対応し、本市に漏れなく報告すること。

#### (2) 個人情報保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。その他個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

#### (3) 守秘義務

受託者は、契約の履行に際して知り得た秘密を、契約の存続期間、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。

#### (4) 著作権等及び成果品の利用

ア 本PR動画の制作において、受託者が権利を保有している動画素材を二次利用することができる。その場合は、新たに撮影する映像と規格等に差異がないもののみ活用できることとする。また、被写体や撮影場所等に映像使用の許諾が必要な場合は、本PR動画が無期限かつ制限なし(広告での使用やイベントでの放映等があり得る)の使用であることを前提に、受託者が権利者に許諾を行うこととする。

イ 第三者が権利を有している映像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。音源素材に関しては、基本的にオリジナル音源かフリー音源を使用するなど、著作権等の問題が発生しないようにすること。

ウ 本業務にかかる成果品の著作権、著作権等の知的財産権は、全て和歌山市に帰属するものとし、著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用を妨げない。また、受託者は、著作

者人格権について一切行使しないものとする。

エ 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、映像・音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わないものとする。

## 6 その他

(1) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、和歌山市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、本市・受託者協議の上、決定する。

(3) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲で行う。